

## 第62回日本小児保健協会学術集会 シンポジウム 2

## 子育てを考える

## 学童保育の現状と課題

小 山 浩（長崎県学童保育連絡協議会事務局次長）

## I. 学童保育の現状

学童保育は、いわゆる共働き家庭の小学生児童を、放課後や夏休み等長期休み期間に預かる施設です。しかし、制度的には、まだまだ発展途上の段階です。保育所は1947年の児童福祉法の策定と共に設置されましたが、学童保育は17年前の1997年にやっと児童福祉法に明記され、法的根拠が得られましたが、補助金は低く最低基準もない状態での措置でした。不十分ながらも、これを機に各地でもニーズが認められ、この17年間で全国9,000ヶ所から2万2,000ヶ所へと急増しました。長崎県では、1967年に長崎市と佐世保市で始まり、現在は県内329ヶ所で約1万4,000人の児童が学童保育で過ごしています。この急増の背景として、制度化や共働き家庭やひとり親家庭の増加があり、また100人を超えるような大規模学童保育を、子どもの生活集団に適した規模に分割していく方向付けを国が積極的に示してきたことが挙げられます。

2015年度から、新制度として「子ども子育て支援法」が施行され、国の省令と市町村の条例に従って運営がされていくことになりました。これにより最低基準が示され、「児童数おおむね40人まで」や「職員の複数配置」等が決められました。しかし、スタートはしたもの、国の実施要綱の発表の遅れと市町村の解釈のずれにより、少なからず混乱が生じており、さらにそれが地域格差に繋がるのが懸念されています。

## II. 学童保育の課題

## 1. 子どもが安全で安心して過ごせること

当初、働く保護者の願いで生まれた学童保育でしたが、近年子どもが巻き込まれる事件や犯罪が急増して以来、「子どもが安全で安心して過ごせること」が最重要課題になってきました。日常でも、交通事故や下校途中での声掛け事犯・車での連れ去り未遂などが問題となっています。地域の方々の青色パトロール等のご協力もいただきながら、無事に1日を終えることがなによりです。

子どもたちの日常も大きく変わりました。自分自身を振り返ると、昔は遊ぶ仲間と時間、そして場所があり、学習塾やスポーツクラブなどの習い事はありませんでした。毎日、空き地で草野球に没頭し、水平線に沈む赤い夕陽を眺めながら、「おなか減ったね～」と帰った記憶が浮かびます。一方で現在では、学校5日制により平日の授業時間が増え、さらに学習塾やスイミング等の習い事がこれに加わり、遊ぶ仲間や時間がなくなってしまいました。さらに、遊ぶ場所もなく、子どもたちは限られた時間を、ゲームやスマートフォンなどに費やすようになりました。

学童保育では、子どもたちは学校での1日が終わり解放感あふれ、遊ぶにしろ、しゃべるにしろ、走り回るにしろ、とにかく活気あふれた時間を過ごします。中には真面目に宿題する子ども、ゆったり本を読む子ども、まずはおやつを楽しみにしている子どもというように、「自由に過ごせる」という時間・空間・仲間が保障されていることが重要です。

## 2. 学童保育の役割

保護者の1番の願いは、「わが子が、放課後や長期休みを、楽しくお友達と仲良く遊びながら、学童保育を自分の居場所と実感しながら過ごしていくこと」です。しかし、大勢の子どもが共同生活する場所では、子どもは自分の思いを上手く表現できずにイライラしたり、乱暴になったり、不安になったり、とさまざまな感情を抱えます。そんな一人ひとりの子どもに向き合い、集団生活を作っていくのが学童保育の大きな役割です。

## 3. 指導員の仕事

指導員の仕事の基本は、「子どもたちが毎日安全で安心して過ごせる」ことを保障することです。それによって「保護者が安心して働ける」という就労支援に繋がります。子ども一人ひとりに寄り添い、思いを受け止め、深く理解すること、そして子どもの様子を保護者に伝え信頼関係を作っていくことが重要です。しかし、学童保育の現場は凄まじく、指導員の日常は多忙を極めているのが実情です。

## 4. 指導員の実態と課題

全国の指導員の約7割は、教職や保育士の資格を持っているにもかかわらず、年収が150万円未満という劣悪な雇用環境のため、指導員の平均勤務年数は3年と短く長続きしないのが実情です。児童数45人規模で職員4人体制の学童保育では、年間約1,000万円の運営費が必要ですが、補助金は約400万円にすぎず、学校教育並みに人件費は国や自治体が負担するような抜本的な改革が必要です。今回、国が「指導員の資格を求め、人員配置もできる」ように補助金増額を新制度に盛り込んだことは、大きな前進です。一方で、指導員には、研修を受け自己研鑽に励み、資質の向上に努めることが求められます。

## 5. 長崎県学童保育連絡協議会

県内の学童保育を組織して、指導員の実践研究や研修会を開催し、また保護者も対象とした子育てに関する講演会を企画します。さらに、県内の学童保育の改善を目的として、施策の充実や要望を県に届ける役目も担っています。

## 6. 発達障がいやその疑いのある児童への対応

多くの学童保育の現場で、対応に苦慮する事例が増えてきました。共通の課題として、「人手が足りない」、「専門的で的確な指導助言を得られない。もっと専門的に学習したい」、「大勢の子どもたちで、騒々しい環境の中では、うまく指導できない」、「その子がパニックになると、周りの子どもたちが連鎖的に反応してしまう」など、職員体制や施設環境の問題が挙げられています。当面の対応として、「研修に関しても事例研究を取り入れ、少人数で実施すること」、「小学校の特別支援クラス以上の人員配置を行うこと」、「専門の研究者の方々の訪問指導を緊密にすること」を要望していきたいです。

## 7. 発達障がい児の学童保育への受け入れ

以前、A君という自閉症の子どもがいました。近所の同世代の子どもたちと過ごさせたいという保護者の希望で学童保育へ通っていました。周りの子どもたちも、ありのままのA君と一緒に過ごしていききました。ドッジボール大会では、A君はボールが来ても避けることができませんが、すると誰かに頼まれたのではなく、A君の手を引いてボールから逃げる子どもが現れます。A君の前でボールを受けて守る子どももいます。周りの子どもたちも、A君と共に過ごし、手助けすることは、学童クラブの仲間として当然ということを学ぶことができました。

B君は、言語発達に遅れのある2年生でした。担任の先生の「遊びながら、もっと子ども同士で関わった方がよいでしょう」という勧めがあり学童保育に通い始めましたが、周りの子どもたちの言葉が理解できず、しばらくは公園や道で空き缶や石ころを拾って並べて遊んでいました。ところが、B君は、ポケモンが流行ると、努力してその名前を覚えて、友だちとの会話に参加できるようになりました。日常の遊びや会話を通して、周りの子どもたちとの接し方を身につけていきました。

数多くの困難にも遭遇しますが、放課後の自由な生活の中で、子どもたちと共に生活を綴っていくことで、子どもたちの育ち合いを育んでいくということが、学童保育の大きな意義の一つです。